

(令和6年度補正分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 京都府綾部市
本事業の担当部局名 企画総務部企画政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	都道府県主導型市町村連携コース				
関連事業メニュー	4.2 結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)				
個別事業名	綾部市新婚生活支援事業補助金			新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和7年4月1日	～	令和8年3月31日	事業開始年度	令和5年度
総事業費(A)(円)	5,879,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円)	5,879,000
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	5,879,000				
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり				
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け	＜自治体における少子化対策の全体像＞※全事業共通				
	本市では、綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本戦略の一つに、「結婚・妊娠・出産・子育てが安心してできる社会づくり」を掲げ、子育て支援や少子化対策の施策展開を行っているが、婚姻数及び婚姻率は経年的に低下傾向にあり、若い世代が結婚に対し経済的等による不安をかかえていることが主な要因と考えている。このことから結婚生活支援事業を実施し、婚姻に伴う経済的不安の軽減を図るため補助による支援を行う。				
	＜本個別事業の位置付け＞				
	結婚生活支援事業を実施し、若い世代の婚姻に伴う経済的不安の軽減を図るため補助による支援を行うもの。				

1. 概要

【対象費用】

☒ 住宅取得費用

☐ 住宅リフォーム費用

☒ 住宅賃借費用

☒ 引越費用

【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載

所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満
	自治体独自基準	
年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
	自治体独自基準	

【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載

29歳以下 の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円
	自治体独自基準	
39歳以下 の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円
	自治体独自基準	

【その他独自要件】

綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱(令和5年綾部市告示第25号)第4条に規定する綾部市パートナーシップ届を提出した世帯も対象とし、市単費にて実施

個別事業の内容

2. 申請見込

①新規世帯見込

世帯見込	6		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	6	世帯
	その他	0	世帯

②継続補助世帯見込

(継続補助規定の有無)

6	世帯
有	

【世帯数積算根拠】

申請見込については、令和6年度の当事業における支給実績に基づいた積算とする。

(参考)

【令和6年度申請状況】

実施中

申請世帯数見込	14	世帯
～12月(実績)	9	世帯
1月～3月(見込)	5	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	6	世帯	×	600,000	円	=	3,600,000	円
(その他)	0	世帯	×	300,000	円	=	0	円
				(継続補助)			2,279,000	円
				合計			5,879,000	円

<左記の上限額の合計を使用しない場合の積算>

3. 広報の実施予定

ホームページやSNS等を活用した広報を行う

少子化対策全体の重要 業績評価指標(KPI)及び 定量的成果目標 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	出生数		人	150 (R9年度)	142 (R5年度)
	子育て世帯数(高校生以下の子どもがいる世帯)		世帯	2,400 (R9年度)	2,397 (R5年度)
参考指標 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績値(時点)	
	合計特殊出生率			1.64 (H30～R3)	
	婚姻件数		件	68 (R5)	
	婚姻率			2.22 (R5)	
個別事業の重要業績評 価指標(KPI)及び定量的 成果目標	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	番号	項目			
	(アウトプット)				
	①	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100 (R7年度)	90 (R6年度見込)
	(アウトカム)				
	①	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80 (R7年度)	100 (R6年度見込)
	②	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に 応援されていると感じた世帯の割合」	%	80 (R7年度)	100 (R6年度見込)